

電子国土基本図及び基盤地図情報の着実な更新

1. 背景・目的

地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）においては、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用推進することが極めて重要であるとされているが、その中で基盤地図情報は、異なる地図を整合させる役割を持ち、様々な地理空間情報等を下支えするために共通に利用される電子地図上の位置の基準として位置づけられている。

また、基盤地図情報に基づき従前の 2 万 5 千分 1 地形図を電子化した電子国土基本図は、国土の管理、領土の明示、防災対策などの推進に必要不可欠な我が国の基本的な情報として、また国が発行する我が国の領土が明示された地図として、行政・民間を問わず、様々な分野で利用されている。

これらの基盤地図情報及び電子国土基本図について、着実に更新を行うことにより国土の管理・保全、防災施策の推進、経済の発展に寄与する。

2. 事業の概要

基盤地図情報及び電子国土基本図の整備・更新・提供を引き続き着実に実施する。都市計画区域内については、国、地方公共団体が作成した最新の大縮尺地図データ（工事設計 CAD データ、都市計画基図など）を活用して更新する。その他の地域のうち変化が著しい地域については、空中写真等を活用して更新する。また、幹線道路や港湾施設などの公共施設については、地方公共団体等と連携し、その供用に合わせて更新を行う。

3. 平成 27 年度要求額

国費 1, 567 百万円

4. 事業の効果

電子国土基本図及び基盤地図情報の更新が着実に行われることにより、地理空間情報を高度に活用した社会が実現し、国民にとっては国土の状況や正確な地名の把握ができるほか、国・地方公共団体にとっては道路・港湾など公共施設の最新の供用情報が反映された電子地図を活用して国土の管理・保全、防災施策の推進に資する。また、民間分野においても店舗・観光情報等のコンテンツ情報発信、要介護者等の移動支援、歩行者ナビゲーションなど、地理空間情報を用いた新産業・サービスの創出・発展に必ず役立つものと期待できる。

（問い合わせ先）

〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1 番

国土交通省 国土地理院

基本図情報部 管理課長 下山 泰志 Tel 029-864-4841

課長補佐 甲斐 納 Tel 029-864-4856

Fax 029-864-1803

電子国土基本図及び基盤地図情報の着実な更新

基盤地図情報及び電子国土基本図を着実に更新を行うことにより国土の管理・保全、防災施策の推進、経済の発展に寄与する。

【更新の必要性】

国土の管理、防災施策の実施等を適切・円滑に実施するため、電子地図上の位置の基準、それに基づいた我が国の国土の現況を示す基本的な地理情報を、全体として一定の鮮度を保ちつつ、また利用価値のある重要な内容については迅速に更新・提供することが不可欠。

＜電子地図上の位置の基準である基盤地図情報の更新＞



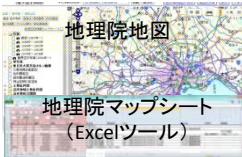
※ 都市計画区域2500分1精度、非都市計画区域25000分1精度

＜地図の基本となる電子国土基本図の更新＞



【電子国土基本図及び基盤地図情報の利用例】

インフラの整備・管理業務への活用を推進



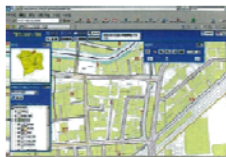
（地理院地図を用いた「見える化」）

都市計画基礎調査のベースマップ作成に利用



（都市計画図）
千葉県館山市

統合型GISの背景地図として利用



（WebGIS地域マップ）
大阪府門真市

電子入札システムにおける工事箇所情報の提供



（電子閲覧箇所図システム）
鹿児島県土木部

民間における地図作成に利用



（Googleマップなど）

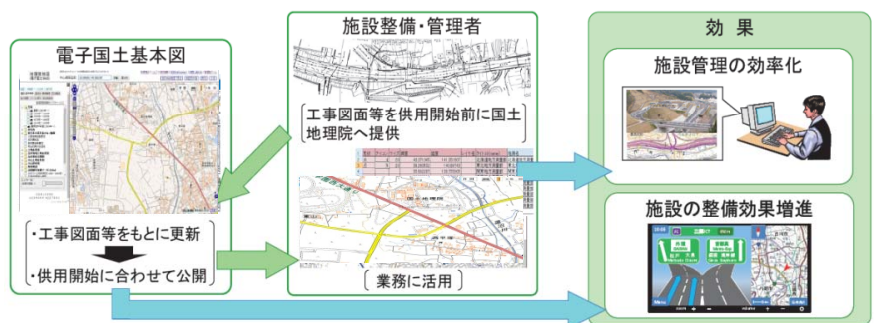
【更新のイメージ】

《迅速更新》

確実な情報を持つ公共施設の整備者・管理者との連携・協力の下、重要な施設の更新を迅速に実施（右図）。

《面的更新》

その他全般にわたり面的に更新。



効果

- ◆（国民にとって）最新の供用情報により、施設の利便性の向上を享受、国土の状況や地名を正確に把握することが可能。
- ◆（国、地方公共団体等にとって）電子地図の活用により、災害状況、復興に係る情報の共有、法定図書等を作成する際の重複回避に貢献。
- ◆（民間企業にとって）道路地図等地図作成の費用が軽減し、国民が迅速に情報を享受。また、迅速な情報提供による新たなサービスの発展に寄与。